

福知山市へ転入された人の 軽自動車・バイク等の住所変更について



軽自動車税（種別割）は、定置場の市区町村で課税されますので、転入された場合は下記手続きが必要です。（前住所地で使用される場合は、登録の市区町村へお尋ね下さい。）

（地方税法第443条、福知山市税条例第49条第2項及び同条第3項）

| | 事 項 | 手続き・お問い合わせ先 |
|---|--|--|
| 他市町村ナンバー (原付等)の変更手続き | ・福知山市内で使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・福知山市役所税務課で標識の取替えをしてください。 〈必要なもの〉 ・標識交付証明書・標識(ナンバープレート)・届出者の本人確認書類 |
| | ・福知山市内に お住まいの人へ譲渡 | <ul style="list-style-type: none"> ・福知山市役所税務課で名義変更の手続きをしてください。 〈必要なもの〉 ・標識交付証明書・標識(ナンバープレート)・届出者の本人確認書類 |
| | ・スクラップ廃車 ※1 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録の市区町村または福知山市役所税務課で廃車の手続きをしてください。 〈必要なもの〉 ・標識交付証明書・標識(ナンバープレート)・届出者の本人確認書類 <p>※1 次の場合は廃車受付出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故障しているが、修理すれば乗れる場合。 ・今は乗らないので倉庫等に置いておく場合。 |
| 京都ナンバー 変更手続き (二輪車・軽自動車)及び他府県ナンバーの | <ul style="list-style-type: none"> ・市役所では、手続きが出来ません。(下記での手続きをお願いします) ●軽自動車(四輪、ボートトレーラー) 軽自動車検査協会 へお問い合わせください。 軽自動車検査協会京都事務所 TEL050-3816-1844 (コールター) 京都市伏見区竹田向代町51-12 ●二輪車(軽二輪・二輪小型自動車) 排気量が125ccを超えるもの 運輸支局 へお問い合わせください。 近畿運輸局京都運輸支局 TEL050-5540-2061 (テレカイト) 京都市伏見区竹田向代町37 <p>※行政書士や自動車販売・整備業者等で、手続き代行されています。(有料)</p> | |

※2 軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在所有されている人に課税され、年度途中で廃車されても払い戻しはありません。

※3 届出者が所有者と同一住所以外は委任状が必要。
(本人記入の申請書の場合は不要)

〒620-8501
福知山市字内記13番地の1
福知山市役所 税務課 Tel:(0773)24-7024
受付時間(平日) 8:30~17:15